

令和7年度伝える伝わる環境エネルギー情報発信業務仕様書（企画提案競技用）

1 目的

青森県基本計画『『青森新時代』への架け橋』に掲げる環境分野の2040年めざす姿の実現に向けて、県環境エネルギー部に係る施策・取組状況等の情報について、広く県民に共感される「伝わる広報」となることを目指した積極的かつ持続的な発信を行い、当部及び所管業務関連情報の効果的なPRによる県民理解の促進並びに行動変容に資すること、あわせて、当部職員の「伝わる広報マインド」を醸成し、自律的な情報発信能力を向上させることにより、持続可能な情報発信体制を構築することを目的とする。

2 業務名

令和7年度伝える伝わる環境エネルギー情報発信業務

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

4 業務内容

(1) 情報発信

ア 環境エネルギー部公式SNS（3媒体）の開設

イ 受注者取材による動画等の編集・投稿

- ・ 発注者との協議により特定の業務テーマを選定（月1テーマ以上）。
- ・ 業務テーマに係る職員や取組状況等を取材し、動画を撮影・編集・投稿。
- ・ 取材時に撮影した静止画及びテキスト等を編集した投稿。
- ・ 1テーマにつき3本以上の投稿を3媒体で行い、投稿された動画等から関連ホームページ等に関連者を誘導する。

※ 受注者取材に要する機材、移動等の手配・経費については受注者が負担する。

ウ 発注者が提供する動画等の編集・投稿

- ・ 発注者が提供する素材・情報（職員が業務の現場で撮影した静止画や動画、作成したチラシ等）を編集した投稿（月2～5テーマ程度）。
- ・ 1テーマにつき2本以上の投稿を3媒体で行い、投稿された動画等から関連ホームページ等に関連者を誘導する。

※ 発注者が提供する動画等の取材に要する機材、移動等の手配・経費については発注者が負担する。

(2) フォロワー獲得等のための広報等の実施

- ・ フォロワー獲得、情報拡散等のための広報・キャンペーンを実施。
- ・ 年2回実施。経費については、契約金額の範囲内で対応。
- ・ 実施内容については、発注者との協議による。

(3) 伝わる広報支援

ア 専門知識を有するアドバイザーの配置

- ・ アドバイザーは、テーマの企画・選定、撮影・編集等について県民目線を意識した伴走

支援を実施。アドバイザーは複数でも可とする。

- ・ 支援のタイミング・方法については、発注者と受注者が協議して決定（下記(5)イの打合せ時の対面実施を想定）。

イ 部内研修会の開催

- ・ 「伝わる広報」に係る機運醸成、スキルアップ等に向けて、環境エネルギー部職員を対象とした研修会を実施（年2回以上）。

(4) 環境エネルギー情報動画アーカイブ作成支援

- ・ 青森県広報広聴課「出前トーク」における「環境」「エネルギー」分野のテーマについて、当部職員らとともに「環境エネルギー講座動画」を作成するものとし、その企画・撮影・編集等に関する伴走支援を「やってみせる」レベルから実施。
- ・ 講座動画は、その内容が県民に適切に伝わる長さの時間（尺）とし、令和7年度においては、5テーマについて作成する。
- ・ テーマの選定・対象とするターゲット等については、発注者との協議による。

〈参考〉青森県広報広聴課「出前トーク」

<https://www.pref.aomori.lg.jp/kenminno-koe/demae-talk.html>

※ 動画の撮影・編集等に要する機材、移動等の手配・経費については発注者が負担する。

(5) 発注者との打合せ等

ア パフォーマンス分析

- ・ 受注者は、発信情報に係るアクセス状況等を集約・分析して報告書を作成し、当月分を翌月10日までに発注者へ提出。

イ 発注者との打合せ

- ・ 発注者との打合せを毎月1回以上定例開催（オンライン可）する。打合せでは、上記(5)アの報告内容並びに現在の作業状況、翌月の作業方針等を共有するとともに、SNS運用等に係る改善点等を検討・協議。
- ・ 上記に関わらず、発注者との協議により、随時の情報共有・連絡調整等が可能な方法・体制を確保する。

《留意事項》

※ 令和7年度は事業初年度となることから、契約後、1か月程度の打合せ期間及び準備期間を設け、受注者は6月（予定）からSNSの運用業務を行う。

※ 毎月の想定スケジュールは別紙を参照のこと。

※ 上記(1)～(5)に関わらず、本業務の円滑な実施又はより効果的な運営等に向けた取組・アイデア等があれば、積極的に発注者に提案すること。ただし、その具現化に当たっては、契約額の範囲内での対応を基本とする。

5 業務の履行場所

受注者の以下(1)～(3)間の移動に係る経費についてすべて委託額に含むものとする（別途支給は行わない）。

- (1) 青森県環境エネルギー部環境政策課（発注者との打合せ等）
- (2) 受注者の所在地（SNS投稿作業等）

(3) 取材場所（行事及び業務執行現場等に係る取材等）

6 業務実施体制

受注者は、本業務に必要な人員を配置・確保し、契約後速やかに責任者及び担当者等を発注者に書面により報告すること。なお、報告した内容に変更が生じた場合も同様に、速やかに書面により申し出るものとする。

7 業務完了報告書

委託業務完了後、業務完了届（様式任意）を発注者へ提出すること。

8 再委託

本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、あらかじめ発注者に書面により承諾を求めるとともに、上記6により報告する業務遂行体制に記載すること。ただし、本業務の全部を第三者に委託することはできない。

9 機密の保持

受注者は、本業務を通じて知ることとなった情報を契約の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、当該情報の漏えい、滅失、毀損等を防止し、適正に管理を行うために必要な措置を講じなければならない。

10 その他

- (1) 受注者は、本業務について発注者と速やかに連絡調整できる体制づくりに努めること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

【別紙】伝える伝わる環境エネルギー情報発信事業における基本スケジュール（想定）

○ 発注者が周知を希望する事項について、下記のとおり分類し、作業を進める。

- ① SNSでの発信を希望する事項（仕様書4－(1)－ウ）
- ② 受注者の取材を希望する事項（仕様書4－(1)－イ）

※ 発注者・受注者協議のうえ決定する。

	発注者	受注者
前月 1 日～10 日	■【①・②】各課希望取りまとめ	
前月 11 日～15 日	■【①】広報予定一覧作成	
前月 15 日	■【①】広報予定一覧を受注者へ提供 ■【②】取材事項の決定、打合せ（内容、日程等） ■定例打合せ ■伴走支援（発注者に対する支援（動画制作支援等））	
前月 15 日～25 日		■【①】広報予定一覧により投稿内容作成
前月 26 日～30 日	【①】受注者作成の投稿内容確認	
当月	・【②】取材による動画、静止画等原稿の確認	■【①】発注者確認を得たものを投稿 ■【②】前月の打合せ内容に基づく取材 ■【②】取材による動画作成・投稿 ■【②】取材による静止画等原稿作成・投稿
次月		■【①・②】前月の発信内容についての報告書提出（毎月 10 日まで）